

不適切な事務処理に係る注意喚起について

平成 25 年 7 月 2 日
危機管理課・人事課

1 現状

平成 25 年 4 月からの 3 ヶ月間で、不適切な事務処理として新聞等に報道されたものは 9 件に上る。

特に、ここ最近では、毎週のように不適切な事務処理が発生、報道されており、当然適切に事務処理がされていると考える県民皆さんの信頼を失いかねない事態になっている。

2 不適切な事務処理の傾向

報道された 9 件の概要及び原因、再発防止策は別紙のとおりであり、職員による注意、チェックがきちんとなされていたら防げたものが大半であるが、大きく 4 つの傾向に分類できる。

(1) 職員個人による単純ミスが主原因のもの (⑥・⑨)

⑥他の職員が印刷していた別の資料（個人情報を含む）を取り込み、入札情報システムに掲載

⑨封筒のあて先と文書のあて先を確認しないで浄化槽法定検査結果書を発送

⇒ 緊張感を持って業務にあたるよう、一層の注意喚起を行う

(2) 仕事の仕方、制度運用上の問題が主原因のもの (①・④・⑧)

①修正前の浸水想定区域図を掲載

→ 修正前、修正後の資料整理の徹底、引継ぎの徹底

④担当者の氏名等を含む産業廃棄物適正管理計画書をそのまま掲載

→ HP 公表前の個人情報のチェック、個人情報を含まない様式に変更

⑧県営住宅の未納者台帳をホッチキス止めせずバインダーで持ち運び紛失

→ 資料をファイルで管理し、出張の前後で確認

⇒ ミスが発生しないような仕事の仕方にする（見直し）、制度の運用の中に不適切なものがないかの再確認

(3) チェックの仕方、チェック体制の問題が主原因のもの (②・③・⑤)

②積算ミスによる落札決定取り消し

③所得税額の算定ミスにより限度額認定を誤り追加徴収

⑤所得課税証明書の所得年の確認ミスにより助成金を返還請求

⇒ チェック体制の再整備、チェックツールの再確認

(4) コンプライアンス意識の欠如が主原因のもの (7)

関係した者全員が免許外の授業を単独で行うことは出来ないという認識はあったものの、「確認を怠る」、「問題点を指摘しない」ことにより、「家庭」の教員免許を有しない講師が単独で授業を担当

⇒ コンプライアンス意識の徹底

3 不適切な事務処理案件の防止に向けて

2 (1) の職員個人への注意喚起はもちろんのこと、2 (2) にあるような、仕事の仕方の見直し、制度運用上の問題点の確認を行うことが必要。特に、2 (3) にある、職場全体でチェック機能を有効に働かす取組、意識の徹底が必要。

平成25年度から、「『個人』に業務を割り振るという考え方から、『組織』に業務を割り振るという考え方に改め、組織内での責任体制や業務分担の明確化を図るとともに、課やグループなど組織の各階層において、必要に応じて、長の補佐やチェック機能等の役割を担う職の設置を行った(三重県職員人づくり基本方針抜粋)」ところであるが、責任体制や業務分担の明確化、チェック機能の強化という趣旨が浸透していないのではないか。

職員、所属への注意喚起とともに、組織で仕事をしていくことの再確認、徹底をお願いしたい。

【防止に向けての取組】

① 危機管理意識向上研修

「三重県危機管理実施要領」に基づき、危機発生 of 未然防止や、再発防止に向けた対策の検討を行うため、各所属単位で、年1回以上研修を実施することになっている。

本年度は、5月上旬から9月下旬を目途に実施することとなっているが、未実施の所属にあっては、必要に応じ、別紙一覧に掲げる事案を題材として取り上げ、実施すること。

② 組織内の情報共有

県で発生した不適切な事務処理事案について、職員一人ひとりが認識し、問題意識を持って仕事に臨むように、その都度概要をまとめた資料を作成し、情報共有を図るので、所属職員への周知を行うこと。

③ 不適切な事務処理事案の原因分析と再発防止策の確認

不適切な事務処理事案に対する各部局による原因分析・再発防止策等については、これまで年2回のモニタリングの際に、対象を絞って報告を求め確認を行ってきた。今後は対象を広げて、事案ごとに事後できるだけ速やかに、適切な対応がなされているか確認することとする。

④ コンプライアンス・ミーティング

今回のいくつかの事例に基づき、コンプライアンス・ミーティングの題材を作成するので、第2回（8月上旬）以降のコンプライアンス・ミーティングにおいて取り上げ、どこに問題あるか、なぜ問題視されるか、どうすれば良いのかなどについて、各所属で議論し、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上に努めること。

⑤ 階層別研修等における注意喚起

職員研修センターが実施する階層別研修等（危機管理研修、コンプライアンス研修）において、今回の事例を基に、緊張感を持って業務にあたること、職場全体でチェック機能を働かすことなどについて注意喚起を行う。

別紙一覧

No.	統括監報告日	事案の概要	原因	再発防止策	担当課
1	4月16日	告示図面の誤り	員弁川の浸水想定区域図は平成14年度に作成したが、16年度に区域図の着色(浸水の深さを5色で色分け)に誤りがあることが判明し、修正を行った。 その後、18年9月1日に特別警戒水位を設定・告示する際、修正前資料の取り扱いや内容確認が不十分だったことにより、修正前の区域図を使用した。	(区域図は業務委託により作成している) ・複数の担当者で成果品の内容を確認する。 ・業務委託成果品を確実に保管し、修正時の資料整理を確実に行うとともに、担当者間の業務引継ぎを徹底する。 ・ホームページ掲載時は、掲載内容を複数の担当者で確認する。	県土整備部 河川・砂防課
2	5月8日	積算ミス	山の斜面から崩落した土砂等が河川に堆積しており、工事の発注を急いだため、設計書の内容を誤った。 また、設計書の審査や入札公告資料と設計書とのチェックも十分なされていなかった。	・設計書の審査を行う職員を複数とする。 ・分野や事務所により取り扱いが異なる設計時のチェックリストのチェック項目を改善し、農・林・水の各分野の標準となるチェックリストを作成する。 ・設計から入札までの事務処理スケジュールに無理がないか点検する仕組みを設ける。 ・入札公告時に公表する資料について、掲載内容を確認する事務の手順や複数者で確認する仕組みを設ける。	農林水産部 治山林道課
3	5月10日	医療費の自己負担限度額の認定誤り	当該医療費の月額自己負担限度額は、生計を主として維持する方の所得税額(「住宅借入金等特別控除額」を適用しない控除前の税額)で算定することとなっているが、誤って「住宅借入金等特別控除額」を適用した後の税額で算定を行ったため、対象患者の自己負担額を過少に決定してしまった。 このことは、成人の特定疾患医療費助成事業では、これら特別控除を控除して計算することになっているため、これと混同したことによる。	・月額自己負担限度額の計算シートの改良(事業ごとに計算シートを分ける、セルをカラー化、チェックシートを兼ねた計算シートへの改善等)を行い、チェックを徹底する。 ・保健所の担当者会議及び保健所長会議において注意喚起を行うなど再発防止を働きかけた。	健康福祉部 健康づくり課
4	5月21日	個人情報漏えい	産業廃棄物適正管理計画書を県ホームページで公表しているが、同計画書に事業者の担当者氏名等を記入させ公表していることは、個人情報保護の観点から問題ではないかとの投書が、4月24日県民の声相談室にあった。 このため、直ちに当該ページを閲覧できないようにした。また、同計画書の様式を、担当者氏名等の記入欄を削除したものに改めた。	計画書様式から担当者氏名等の個人情報を記入する欄を削除するとともに、同計画書を県ホームページで公表するにあたっては、個人情報の記載がないか再チェックを行う。	環境生活部 廃棄物・リサイクル課
5	6月7日	助成承認決定の誤り	助成を受けるには所得制限があり、申請書に添付された所得課税証明書で確認しているが、本来必要な平成23年分(制限額を超過している)ではなく、平成22年分(制限額内)の所得課税証明書が添付されており、受け付けた市、取りまとめた保健所、審査を行った子育て支援課がその誤りに気づかず助成決定を行った。	・担当者による申請書類の確認や、申請者への説明に活用する説明書を作成し、6月19日付けで市町、保健所等へ送付した。 ・6月27日に市町、保健所等担当者会議を開催し、受付時の書類確認等について、再度周知を徹底する。	健康福祉部 子育て支援課
6	6月13日	個人情報漏えい	担当者が入札公告資料を印刷した際、他の職員が同じプリンターで印刷していた森林簿を誤って取り込み、確認をしないまま入札情報システムに掲載した。 また、森林簿を印刷した職員もその資料をプリンターに放置したまま、紛失と気づかず再印刷した。	・分野や事務所により取り扱いが異なる設計時のチェックリストのチェック項目を改善し、農・林・水の各分野の標準となるチェックリストを作成する。また、入札公告資料に個人情報の記載がないかの確認を行う項目を設定する。 ・入札公告時に公表する資料について、掲載内容を確認する事務の手順や複数者で確認する仕組みを設ける。 ・「情報適正管理マニュアル」に基づく「情報漏えい等防止チェックリスト」の周知徹底と、同チェックリストによるチェックを行う。	農林水産部 治山林道課
7	6月17日	免許外授業の実施	白山高校において、22年4月1日以降、「福祉」の教員免許のみを有する常勤講師が、本来単独で行えない免許外の「家庭」の授業を単独で実施していたことが、6月17日、教育委員会への保護者からの投書により判明した。 同校では、「家庭」の教員免許を有する他の教諭とのチーム・ティーチング(TT)で授業を行う必要があったものの、必要な時間割が組まれていなかった。	・各学校で容易にチェックできるよう、フロー図形式のチェックシートを作成する。 ・県立学校校長会議、教頭会議で、コンプライアンスに関する研修を実施する。 ・各学校において、コンプライアンスの意識向上につながるミーティング形式の研修を、全職員参加で実施する。	教育委員会 教職員課
8	6月19日	個人情報漏えい	6月19日、住宅課嘱託職員が家賃滞納整理のため出張中に、未納者7名分の氏名、部屋番号、未納額等の記載された未収者台帳写しの一部(A4コピー1枚)を紛失した。当日の立ち寄り先、課内、県庁駐車場、車内等を検索したが、発見できなかった。 6月20日までに、7名の自宅訪問等を行い、謝罪。また、6月21日に津警察署へ遺失届出書を届けた。	・未納者台帳は印刷後直ちにフラットファイルに綴じ込み抜け落ちを防止するとともに、ファイルで持ち運ぶ。 ・出張出発の際、台帳を嘱託職員が相互にチェックし、その後班長が再チェックを行い、出発する。帰庁時は、出発時と同様のチェックを行ったのち、不必要になった台帳を班長が回収のうえ、シュレッダー処理を行う。 ・個人情報保護及び危機管理に関する研修を改めて実施する。	県土整備部 住宅課
9	6月24日	個人情報漏えい	担当者が封筒の宛先と、検査結果書に記載された氏名の確認を行わず、封入した。	・複数の職員による確認を徹底する。 ・6月26日付けで、各地域防災総合事務所、各地域活性化局(環境室扱い)あて、注意喚起文書を発送した。(文書中で、各所属における個人情報を含む文書等の取扱の状況と今後の対応(改善策)を確認中です。)	環境生活部 大気・水環境課

不適切な事務処理に係る注意喚起について

平成25年6月24日
危機管理課

今年度、5月から6月にかけて、地域機関における事務処理上のミスに起因する事案が、連続して発生（判明）しました。

単純なミスが、県政への信用の失墜につながる原因となりますので、地域で開催される会議等において、各事務所等に対して、あらためて注意喚起をお願いいたします。

◇地域機関で発生（判明）した不適切な事務処理に起因する事案

- ① 平成25年度自然災害防止事業に係る落札決定の取り消し
四日市農林事務所が発注した治山工事について、落札できなかった事業者からの問い合わせにより、積算ミスが判明し、落札決定を取り消した。
(5月24日公表)
- ② 小児慢性特定疾患医療受診券の月額自己負担限度額の認定誤り
尾鷲保健所において、昨年度発行した小児慢性特定疾患医療受診券について、月額自己負担限度額の認定を誤っていたことが判明し、複数の方に追加の自己負担が発生した。
(5月29日公表)
- ③ 平成25年度自然災害防止事業にかかる個人情報の流出
松阪農林事務所が入札の公告をした測量設計業務委託について、県の入札情報システムに掲載した資料に、入札情報とは関連のない個人情報の記載された資料を誤って添付し、個人情報がインターネット上に掲載された。
(6月14日公表)

③

森林所有者の 個人情報流出

伊勢(15)
6/15
県松阪農林事務所

県は十四日、松阪農林事務所が入札公告した松阪市

柚原町の治山ダムの測量設計業務委託で、森林所有者一人分の住所、氏名、森林所在地、森林面積の個人情報

報が流出したと発表した。今月十二日に同事務所職員が見つけた三日にあって入札に参加した九者に資料の破棄を求め、関係者に謝罪した。

入札公告の作成時、印刷した中に別の資料がまぎれ

込み、チェックできないまま公告したという。

②

医療費負担算定ミス

尾鷲保健所 7世帯で少なく

糖尿病やがんなど慢性的な小児疾患の医療費負担を軽減する国の制度をめぐり、県は二十九日、尾鷲保健所が昨年認定した七世帯で自己負担額を誤って過少に算定していたと発表

した。うち六世帯が今年に

かけて医療機関に通院し、本来の自己負担額よりも合計で千六百一十三万七千円少なく支払っていた。県は対象者全員に謝罪した上で、差額分を受診先へ支払うよう求める。

この制度では、所得税額に応じて自己負担額を算出し、医療受診券を発行。しかし申請を受け付けた尾鷲保健所の担当者は、別の医療費助成制度と混同し、住宅ローン控除を差し引いた所得税額を基に算出していた。

県は、算出に使った算シートを適切に使えるよう改良して、再発防止に努める。

①

落札決定取り消し

伊勢(15)
6/25
県四日市農林事務所

県は二十四日、四日市農林事務所が二日に入札し

落札者を決めた、菰野町菰野の三滝川に崩落した土砂の撤去工事(入札予定価格二千八十二万円)で、設計金額の積算を誤っていたため、入札参加者全員に落札者決定の取り消しと入札取りやめを通知した。

入札には県内十七社が参加し、六社のくじ引きで決定した。七日に落札業者以外の企業から問い合わせがあり、設計書を再確認したところ、交通整理など諸経費の算出に必要な地域別の四区分で誤って市街地区分を選び、2%上積みして約四十万円ほど多く計算していたことが判明した。